

議案第56号

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。

(>) 第10条の2第1項第1号のイ(イ)	1	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	2	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	3	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	4	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	5	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	6	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	7	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	8	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	9	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。
第10条の2第1項第1号のイ(イ)	10	守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年守谷市条例第10号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年11月25日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成16年守谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

けやき台 ユーシテ ィ地区整 備計画区 域	住宅A地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅，寄宿舎又は下宿 2 店舗その他これに類するもの (ただし，住宅を兼ねるものを除く) 3 公衆浴場 4 単独の自動車車庫
	住宅B地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅，寄宿舎又は下宿 2 公衆浴場 3 単独の自動車車庫
	住宅C地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅，寄宿舎又は下宿 2 事務所，店舗その他これらに類するもの(ただし，住宅を兼ねるものを除く) 3 公衆浴場 4 ホテル又は旅館 5 ボウリング場，スケート場，水泳場 その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 劇場，映画館，演芸場又は観覧場 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当する営業に係るもの 9 工場・倉庫その他これらに類するもの(ただし，建築物付属自動車車庫を除く)

を

」

けやき台 ユーシテ ィ地区整 備計画区 域	住宅A地区	1 共同住宅， 寄宿舍又は下宿 2 店舗その他これに類するもの (住宅を兼ねるものを除く) 3 公衆浴場 4 単独の自動車車庫
	住宅B地区	1 共同住宅， 寄宿舍又は下宿 2 公衆浴場 3 単独の自動車車庫

に

改める。

別表第3中

けやき台ユーシテ ィ地区整備計画区域	住宅A地区	10 / 10
	住宅B地区	
	住宅C地区	

を

けやき台ユーシテ ィ地区整備計画区域	住宅A地区	10 / 10
	住宅B地区	

に

に改める。

別表第4中

美園地区整備計 画区域	一般住宅地区	4 / 10
けやき台ユーシ ティ地区整備計 画区域	住宅A地区	6 / 10
	住宅B地区	
	住宅C地区	

を

美園地区整備計画区域	一般住宅地区	4 / 10 (法第53条第3項第2号に該当するものにあつては, 5 / 10)
けやき台ユースティ地区整備計画区域	住宅A地区	6 / 10
	住宅B地区	

に

に改める。

別表第5から別表第7までの規定中けやき台ユースティ地区整備計画区域の項中「住宅C地区」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第56号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年11月11日に美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

<p>3 美園地区計画 2 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>
<p>4 美園地区計画 3 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>
<p>1 美園地区計画 2 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>
<p>1 美園地区計画 2 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>
<p>1 美園地区計画 2 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>
<p>1 美園地区計画 2 けやき台ユーシティ地区計画</p>	<p>1 都市計画</p>	<p>1 美園地区計画及びけやき台ユーシティ地区計画の都市計画を変更したことから、この変更内容を条例において規定する。</p>

守谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正		現行	
別表第2（第4条関係） 建築物の用途の制限		別表第2（第4条関係） 建築物の用途の制限	
(あ)	(い)	(あ)	(う)
区域	地区	区域	地区
<p>1 共同住宅，寄宿舍又は下宿</p> <p>2 店舗その他これに類するもの（住宅を兼ねるものを除く）</p> <p>3 公衆浴場</p> <p>4 単独の自動車庫</p>		<p>1 共同住宅，寄宿舍又は下宿</p> <p>2 店舗その他これに類するもの（ただし，住宅を兼ねるものを除く）</p> <p>3 公衆浴場</p> <p>4 単独の自動車庫</p>	
けやき台ユ一シテイ地区整備計画区域	住宅A地区	けやき台ユ一シテイ地区整備計画区域	住宅A地区
<p>1 共同住宅，寄宿舍又は下宿</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 単独の自動車庫</p>		<p>1 共同住宅，寄宿舍又は下宿</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 単独の自動車庫</p>	
住宅A地区	住宅B地区	住宅B地区	住宅B地区

住宅C地区	<p>1 <u>共同住宅, 寄宿舎又は下値</u></p> <p>2 <u>事務所, 店舗その他これらに類するもの (ただし, 住宅を兼ねるものを除く)</u></p> <p>3 <u>公衆浴場</u></p> <p>4 <u>ホテル又は旅館</u></p> <p>5 <u>ボウリング場, スケート場, 水泳場その他これらに類するもの</u></p> <p>6 <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u></p> <p>7 <u>劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場</u></p> <p>8 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当する営業に係るもの</u></p> <p>9 <u>工場・倉庫その他これらに類するもの (ただし, 建築物付属自動車庫を除く)</u></p>
-------	--

--	--	--

別表第3 (第4条の2関係)

建築物の容積率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の容積率の最高限度
けやき台ユースセンター地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	10/10

別表第3 (第4条の2関係)

建築物の容積率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の容積率の最高限度
けやき台ユースセンター地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区 住宅C地区	10/10

別表第4 (第4条の3関係)

建築物の建ぺい率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建ぺい率の最高限度
美園地区整備計画区域	一般住宅地区	4/10 (法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、5/10)
けやき台ユーステイ地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	6/10

別表第4 (第4条の3関係)

建築物の建ぺい率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建ぺい率の最高限度
美園地区整備計画区域	一般住宅地区	4/10
けやき台ユーステイ地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区 住宅C地区	6/10

別表第5 (第5条関係)

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
けやき台ユ一シテイ地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区	180㎡	

別表第5 (第5条関係)

建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
けやき台ユ一シテイ地区整備計画区域	住宅A地区 住宅B地区 住宅C地区	180㎡	

別表第6 (第6条関係)

壁面の位置の制限

(あ) 区域	(い) 地区	(う) 壁面位置の制限	(え) 適用の除外
けやき台 ユ一シテ イ地区整 備計画区 域	住宅A地区 住宅B地区	建築物の外壁等の後退距離は次のとおりとする ①道路境界線から1m ②隣地境界線から1m	次の建築物又は建築物の部分 1 建築物に付属する軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5m ² 以内の物置 2 軒の高さが2.3m以下の自動車

別表第6 (第6条関係)

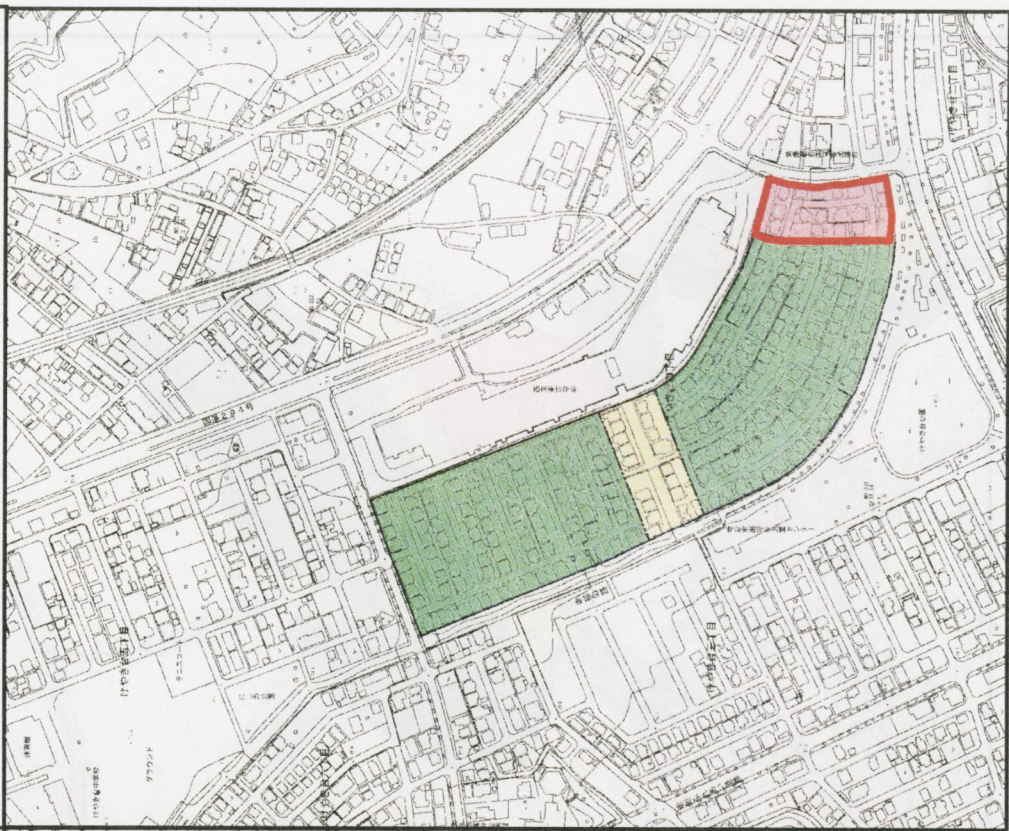
壁面の位置の制限

(あ) 区域	(い) 地区	(う) 壁面位置の制限	(え) 適用の除外
けやき台 ユ一シテ イ地区整 備計画区 域	住宅A地区 住宅B地区 住宅C地区	建築物の外壁等の後退距離は次のとおりとする ①道路境界線から1m ②隣地境界線から1m	次の建築物又は建築物の部分 1 建築物に付属する軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5m ² 以内の物置 2 軒の高さが2.3m以下の自動車

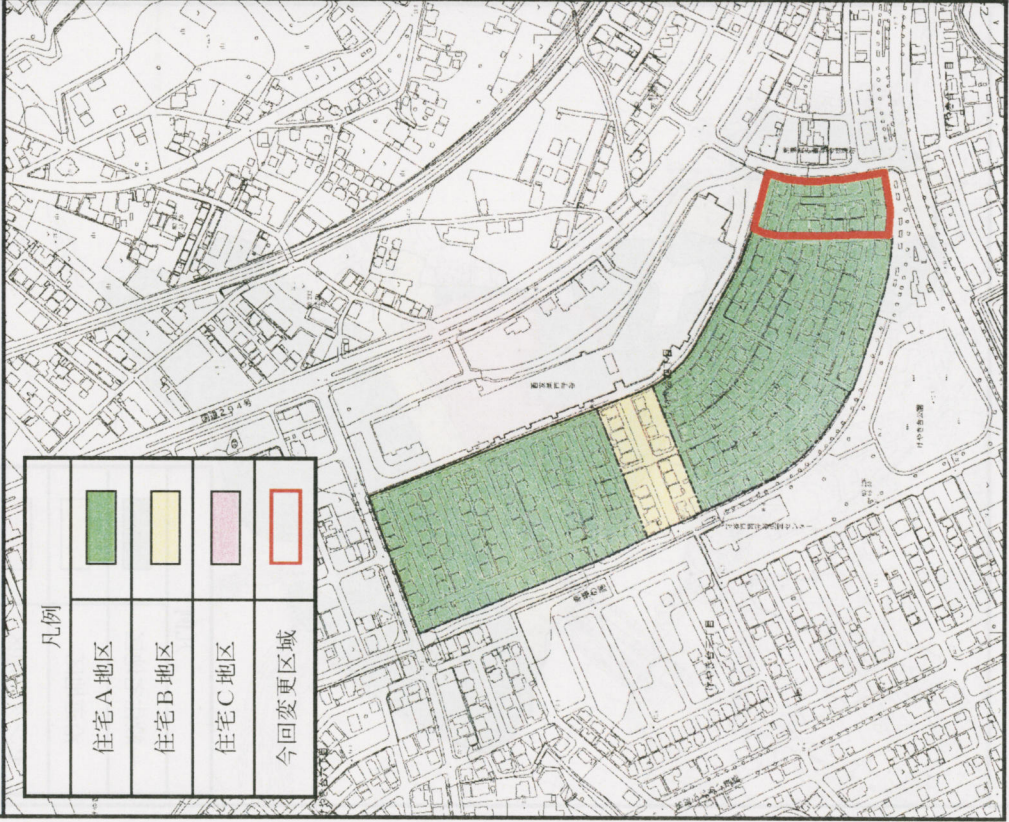
別表第7 (第7条関係) 高さの制限					
(あ)	(い)	(う)	(え)		
区域	地区	建築物の高さの制限	適用の除外		
けやき台 ユース イ地区整 備計画区 域	住宅A地区 住宅B地区	最高限度10m			





別表第7 (第7条関係) 高さの制限					
(あ)	(い)	(う)	(え)		
区域	地区	建築物の高さの制限	適用の除外		
けやき台 ユース イ地区整 備計画区 域	住宅A地区 住宅B地区 住宅C地区	最高限度10m			

変更前

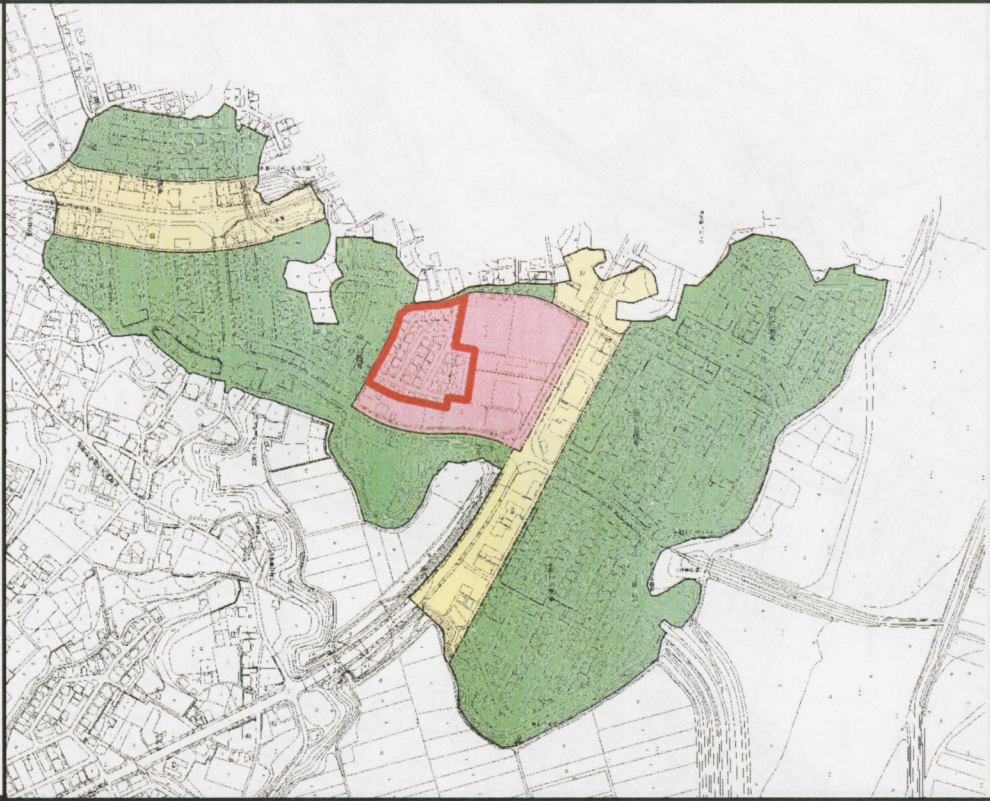


変更後

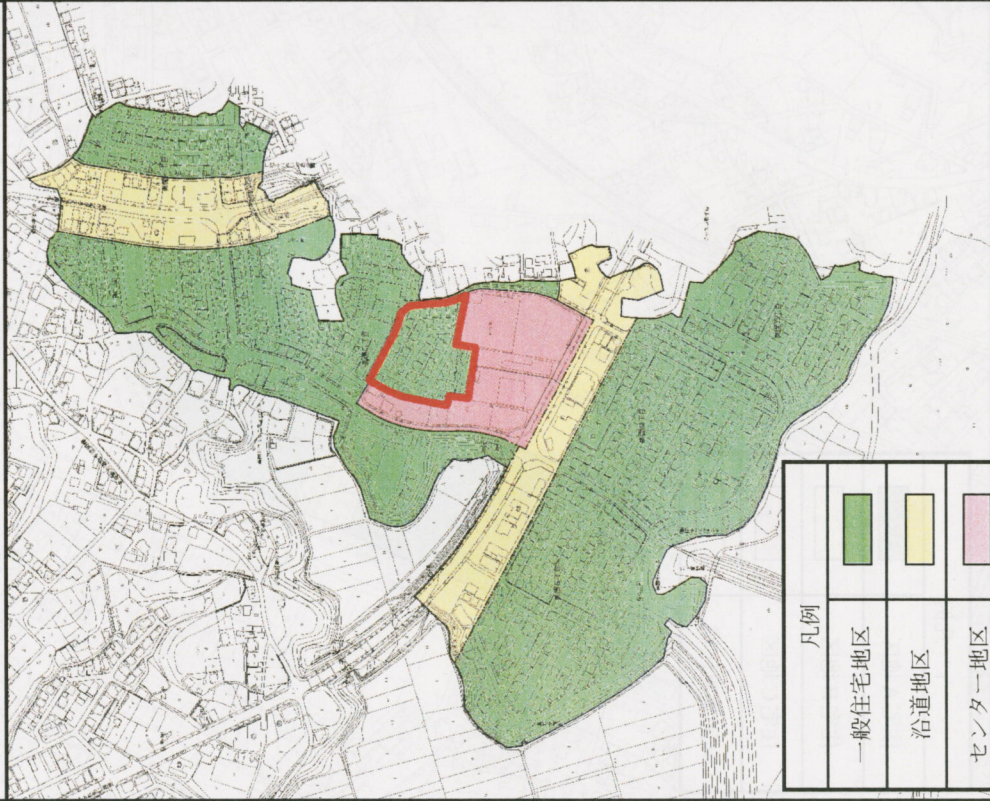






凡例	
	住宅A地区
	住宅B地区
	住宅C地区
	今回変更区域

変更前



変更後



凡例	
	一般住宅地区
	沿道地区
	センター地区
	今回変更区域